の改定に着手したいと考え

中に鎌倉市地域防災計画

質問…鎌倉市耐震改修促進計

画では、目標として平成二

十七年度までに三千戸の耐

とりながら、早ければ来年

スケジュールとの整合性を

助金の交付を受け改修を

行ったのが十八件だった。

県の地域防災計画の改定の

震化を図るということだ

組みではないか。

うな視点から質問が行われま 災害対策について、次のよ

質問…地震などの災害があっ との災害協定] 【要介護者に対する姉妹都市 た場合、特別養護老人ホー ムや養護施設に介護者やへ

部長…姉妹都市との福祉施設 が上田市を訪問し、※福祉 九年度に始めた足利市に続 職員の相互派遣は、平成十 のようになっているか。 いて、本年七月六日に市長 設職員応援体制の覚書を

質問…鎌倉市における防災計 防災計画について】 進め、できるだけ早く覚書 を締結したいと考えてい 年度中に両市で話し合いを 議の申し入れを行った。今

計画の改定を予定してい を策定し、その後地域防災 が、改定の予定はどのよう 急な見直しが必要だと思う になっているか。 神奈川県地震防災戦略 平成十九年度は、耐震診断

部長…県は、今年度中に(仮 画は、前回の改定からかな ·時間が経過しており、早

鎌倉市においても神奈川

月に覚書締結についての協 萩市については、本年三

部長…鎌倉市耐震改修促進計 画に基づき、平成十九年度 として補助を行っている。 から昭和五十六年五月以前 ついて伺いたい。 に建築された住宅等を対象

について検討したいと考え

を受けた件数が七十三件、 険との判定は四十九件、補 やや危険または危険との判 耐震診断を受けた件数が五 十二件。平成二十年度は、 付を受け改修を行ったのが 定は六十六件、補助金の交 -九件、やや危険または危

部長…市内で災害が発生し、 質問…鎌倉市は谷戸が多いの 【災害時の対応について】 どのようになっているか。 旧時に使用する重機やト う。この要請により、同協 建設業協会へ協力要請を行 なければならないと判断し 業の必要性を説明し、承諾 る際は市として所有者に作 が、解体撤去作業を実施す 会は作業を行うことになる た場合は、社団法人鎌倉市 なってくるが、その手配は ラックの輸送手段が重要に で、災害時の人命救出や復 した建物等を早急に撤去し 人命救出、応急復旧や被災 部長…鎌倉市では地震発生時 質問…市として、家具転倒防 防災の手引や、自主防災組 の備えとして、市のホーム に考えているか。 その手助けということで補 ページ、「広報かまくら」、 助を市のほうで用意してい が第一義だと考えており、 止対策についてはどのよう るという考えだ。

う、姉妹都市との協定はど

ルパーなどを相互に送り合

質問…耐震診断をした結果、 【地震対策について】 た数、補強工事をした数に 耐震補強工事が必要とされ を得て実施することになる。 (防災安全部 るので、今後は補助金を利 て周知を図っている。家具 や内容を調査し、その方策 用している他市の利用状況 の補助金のメニューにもあ 0) 練などの機会に、市民に対 織が実施する防火・防災訓 転倒防止対策事業は、県 家具転倒防止対策につい

質問…家具の転倒防止対策に ている。 やっていくという考えはな だけではなく、市としても ついては、県の補助を待つ

部長…補助金のメニュー以外 都市調整部・防災安全部 が、全体の枠の中で今後検 討していきたい。 で市の単独費ということだ

部長…現実的には、補助の予 が、これはかなり大変な取 産の安全を守るということ 所有している方が自分の財 かないが、本来建物自体は なので、三千戸には追いつ 算化は二十数件という現状

事業の早期推進を求めること についての陳情 ◆深沢地域国鉄跡地周辺整備 【採択した陳情】

共機能を早期に確定し、面整 備ゾーン内に住む西側権利者 地等を中心とした面整備ゾー 国鉄清算事業団用地やJR東 ンの土地利用計画及び導入公 できるよう、 の生活設計が一日も早く確立 に、取得済み市有地である旧 いまちづくり基本計画をもと **[本鎌倉総合車両センター用** 本陳情は、深沢地域の新し 議会として推進

り、

歩、補償及び換地を示せる段 階には至っていない状況であ ついては、個々の具体的な減

ものに反対しているのではな

ている中、陳情者は計画その

をまとめ、導入機能について は、庁内に設置した公共施設 り、今年度中に土地利用計画 等を踏まえ、検討を進めてお 区拠点づくり検討調査の結果 からの提言及び村岡・深沢地 域の新しいまちづくり基本計 用計画については、深沢地区 整備ゾーンの具体的な土地利 て、平成十六年策定の深沢地 事業推進専門委員会におい 深沢地区事業推進協議会

として、土地区画整理事業に させていくとのことです。 で検討を進めており、深沢地 まとめる土地利用計画に反映 の利用計画を定め、年度内に 区において取得した公共用地 の全市的配置計画策定検討会 また、西側権利者への対応

画整理事業について理解を得 結果、西側権利者の約八十六 の現状と今後の計画及び陳情 域国鉄跡地周辺総合整備事業 パーセントの方々から土地 志の願意など慎重に審査した に書かれている西側権利者有 建設常任委員会では深沢

る条例の一 の観点から、

していくことを求めるもので を図れるよう進めていくとの を与えているため、本年九月 ことです。 ての希望等を聞き、合意形成 から、個々に土地利用につい

市からの説明によれば、

的に取り組んでいくとのこと る平成二十三年度の都市計画 成に向けた意向把握に取り組 業スケジュールにも影響を及 決定に遅れがないよう、精 ぼすことから、まずは合意形 の前提条件の一つであり、事 意形成が事業を推進する上 み、中期実施計画で定めてい 今後は、西側権利者との合

のです。 S中継基地局 条例の迅速な 本陳情は、 は制定を求めるも の設置に関する

として、鎌倉市開発事業等に おける手続及び基準等に関す ちづくりの視点及び紛争予防 で対応するか、単独条例の制 調整に関する条例の一部改正 建築等に係る紛争の予防及び 市からの鉛 部改正及び鎌倉市 条例制定の形式 明によれば、ま

展開や生活設計の構築に不安 行管理を行うとともに、合意 を推進して るのであり 形成をしっかりと図り、市民 任を持ってスケジュールの進 の都市計画決定を目指し、責 平成二十三年度 れを心配っ してい

者に求めることを重視してお

今後、案文をまとめた上

で法制的な詰めの作業を行っ

地局建設前の計画の公開及び

条例の立案に当たっては、基 しているとのことです。また、

十分な説明の実施を通信事業

定で対応するかの方法を検討

とから、全会一致により採択 ◆携帯電話 により採択 し、本会議でも、総員の賛成 に不安を抱かせないよう事業 しました。 いく必要があるこ PHS中継基地

局の設置に関する条例の迅速 いての陳情 携帯電話・PH ていくとのことです。

な制定につ

員の賛成により採択しました。 より採択し、本会議でも、総 求める立場から、全会一致に 盛り込んだ条例の早期制定を 離に十分留意することなどを 解に努めること、環境や景観 明会の開催等、近隣住民の理 画書等を市に提出するような 果、工事着工前に事業者が計 を踏まえ、慎重に審査した結 制定に向けた市の考え方など の保全及び福祉施設等との距 ルールづくりをすること、説 総務常任委員会では、条例 【不採択とした陳情】

を求める意見書を国に提出す ることを求める陳情 ◆保険で良い歯科医療の実現

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関す ることについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができま す。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付 しました。

UR(独立行政法人都市再生機構)賃貸住宅への 定期借家契約拡大導入に関する意見書

本年3月31日に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画(再改 定)において、UR賃貸住宅における定期借家契約の幅広い導入の具体的 措置が決定した。これにより、独立行政法人都市再生機構では、具体的措 置を平成21年度に達成すべく、まず全国32団地約3万戸を、管理開始年代、 立地及び家賃帯等の面で代表的な団地として試行的に選定し、本年5月中 旬以降、準備が整い次第、定期借家契約による入居者募集を開始すること としている。

今回の定期借家契約の主な内容は、契約期間を5年間とすること、家賃 改定は契約期間中実施しないこと、契約期間満了後の通知の際に、機構が 再契約可能と判断する場合は、契約者に対して再契約の案内を行うことと するものである。また、この定期借家契約による空き家入居者募集の対象 として試行的に選定する代表的団地は、全賃貸住宅の管理戸数の約2割ま で順次拡大する予定としている。

本市におけるUR賃貸住宅であるレーベンスガルテン山崎は、対象団地 に挙がっていないものの、導入対象が今後段階的に拡大していく可能性も あり、高齢化が進む中、入居者には不安の声が広がっている。UR賃貸住 宅への定期借家契約拡大導入によって、入居者は5年ごとに非常に不安定 な状況におかれることとなる。

よって、政府におかれては、現在試行段階であるUR賃貸住宅への定期 借家契約拡大導入に関し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努 め、入居者が安心して居住できる環境づくりのために、今後さらなる検討 と見直しをされるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 平成21年9月25日

市 議 会

地方自治体の実情に配慮した予算執行を 求めることに関する意見書

我が国が直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度 予算及び同年度第1次補正予算が可決成立している。総額で14兆円を超え るこの予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危 機対策臨時交付金、経済対策関連の自治体に交付される15の基金などの創 設等が計上されており、各地方自治体は、当該基金や交付金などの活用を 前提に、経済危機対策に資する事業を計画し、補正予算の議決と事業の執 行を目指して、準備を行っているところである。

政府は9月18日の閣議で、子ども手当など、マニフェストで掲げた独自 政策の財源を確保するため、今年度補正予算の一部を執行停止する方針を 閣議決定した。

その中で、補正予算のうち、地方自治体が交付対象となっていない基金 や、官庁の施設整備費などについて執行を一時停止し、各閣僚に補正の全 事業の執行の是非を検討するよう指示したとのことであるが、特に地方自 治体の予算の見直しに際しては、地方の実情や事業の必要性などを丁寧に 検証した上で最大限に配慮されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月25日

倉 議